

議案第48号資料

鶴ヶ島市空家等の対策に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、その管理すべき空家等が<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>とならないよう、自らの責任において適正にこれを管理しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第5条 市長は、<u>法第22条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>(特定空家等対策審議会)</p> <p>第7条 市長は、<u>管理不全空家等又は特定空家等の措置</u>に関し必要な事項を審議するため、鶴ヶ島市特定空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p><u>(1) 法第13条第2項の規定による勧告に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法第22条第2項の規定による勧告に関すること。</u></p> <p><u>(3) 法第22条第3項の規定による命令に関すること。</u></p> <p><u>(4) 法第22条第9項の規定による代執行に関すること。</u></p> <p><u>(5) 法第22条第10項の規定による措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3～4 略</p>	<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者等は、その管理すべき空家等が<u>特定空家等</u>とならないよう、自らの責任において適正にこれを管理しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第5条 市長は、<u>法第14条第3項</u>の規定による命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>(特定空家等対策審議会)</p> <p>第7条 市長は、特定空家等の措置に関し必要な事項を審議するため、鶴ヶ島市特定空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。</p> <p><u>(1) 法第14条第2項の規定による勧告に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法第14条第3項の規定による命令に関すること。</u></p> <p><u>(3) 法第14条第9項の規定による代執行に関すること。</u></p> <p><u>(4) 法第14条第10項の規定による措置に関すること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3～4 略</p>